収納業務のスキルアップを目指す

国保料（税）収納業務保険者研修会

本会は、保険者の国保料（税）の収納率向上を目的とした研修会を平成２５年９月１９日と１０月２５日の２回に分けて、本会会議室で行った。

国民健康保険事業運営の広域化や国民健康保険財政の安定化を図るため、保険者の実情を踏まえた効果的な指導や助言を行い、保険者の収納率向上を図ることを目的として今年度初めて研修会を開催した。講師には京都市で長年国保料収納業務に携わり、本会収納率向上アドバイザーとして活躍する米田勝氏を迎えた。

第１回は「収納率の向上と納付折衝のポイント」と題して、保険者での収納業務の基本的知識の習得を目指した。国保料（税）は公債であり、国民健康保険法に地方税法と同様の強制力があることが示されている。「法・適用・強制」のステップを踏めば確実に滞納処分を行うことができる。その為には、分納・延滞金について文書での誓約を行うことが重要であるとの説明があった。

第２回は「国税徴収法、滞納処分のあらまし」として、保険者で滞納整理を行うにあたっての、取扱いや手続き方法を説明した。研修は、保険者から事前アンケートによって寄せられた疑問点や問題点に沿って行われた。

両日とも、講師と参加者が各保険者での実情を話しながら進行する形式をとり、収納業務の知識習得だけでなく、保険者間での情報交換の場にもなった。